

# 7 相続遺言終活ニュース

令和4年

## 【相続人の一人が借金を相続すると決めても、債権者は・・・？】

「親に借金が残っていたけれど、家業を引き継いで、全財産をもらう跡取りの長男が借金も全部相続すればいいだろう。」

そう考えて相続人全員で遺産分割協議を成立させました。長男以外の相続人は財産をもらわなかった代わりに借金も引き継がないで済んだし、めでたしめでたし・・・と、うまく行くとは限りません。

なぜかという、法律で債権者の保護がされているため、債権者は遺言や遺産分割協議の内容に縛られないからです。債権者は各相続人に法定相続分に応じて「親の債務を支払え」と請求できます。

つまり、財産をもらってない相続人にも請求が来る可能性があります。一方で、商売や農業などの家業を引き継がせるために後継者一人に財産と一緒に借金も引き継がせようと考えているのに、借金のために相続人全員で共同相続、というのは現実的ではありませんよね。

ではどうするかと言うと、財産をもらわない相続人には家庭裁判所に相続放棄を申し立ててもらいましょう。

相続放棄すれば最初から相続人ではなかったこととなりますから、債務を相続することはありません。

残った後継者一人に全債務を引き継がせることができる、というわけです。ただし、相続放棄には、相続開始後3か月以内、という期限があります。そもそも、わずかでももらった遺産があれば、その人は相続放棄できません。こういった事情がある場合には、早め早めにどう対策するか考えておきたいですね。

## 【高齢者施設選び、サポートします】

老人ホームなどの高齢者施設選びは、どこが自分に合っているのか、判断が難しいですよね。当事務所でも、遺言や任意後見等のご相談の中で「どういうところがいいんでしょうね？」といったお悩みをお聞きすることがたびたびありました。

そこでこのたび、民間介護施設紹介センター(みんかい)を運営するASFON TRUST NETWORKさんと連携して施設入居のご支援も始めることにしました。

施設選びのご相談については、相談料や紹介料はいただきませんので、ご安心を。

施設選びに疑問・お悩みがございましたら、お気軽にお問い合わせください。ご予約お待ちしております。



## 【実家を購入した時の 契約書・領収書はありますか？】

相続で取得した実家を売却する際には、親が実家を購入した当時の契約書・領収書をあらかじめ探しておきましょう。

なぜかと言うと、不動産売却時の所得税が本来より高くなってしまう可能性があるからです。所得税を計算する際、売却代金から不動産の購入金額を差し引けるのですが、購入当時の契約書・領収書がなければ、当時の購入金額がわかりませんね。わからない場合は、売却金額×5%が購入金額とみなされます。

発行元



〒354-0034

富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102  
大曾根行政書士事務所

TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710

営業時間9時～17時 土日祝日も営業してます。

初めてのご相談は無料です。駐車場有。


<https://office-osone.com/>

## 【戸籍に誤りがあったら】

現在の戸籍は、一つの戸籍に親と子しか載りません。「夫婦」を基準としているので、子が結婚すると、両親の戸籍から出て、配偶者との新たな戸籍が作成されます。

しかし、昔の戸籍はそうではありませんでした。「家」を単位としていましたので、戸主を筆頭に、戸主の孫、兄弟姉妹、叔父や叔母、はたまた従兄弟まで一つの戸籍に載っていました。

また、兄弟姉妹の人数も、昔は8人兄弟、9人兄弟、10人以上いることも珍しいことではありませんでしたよね。

そのせいか、時折、戸籍の記載に誤りが見つかることがあります。

右の四コマ漫画に描いた事件は実際にあった話です。

おそらく、先に載っていた親族と続柄と新たに記載する赤ちゃんの続柄を、当時の市役所の戸籍担当者は、きちんと確認しなかったのでしょうか。先に載っていた親族と新たに戸籍に載せるべき赤ちゃんとは姉妹関係にないのに、先に載っていた親族の「五女」の部分を見て、次に入る女の子だからと「六女」としてしまったようです。

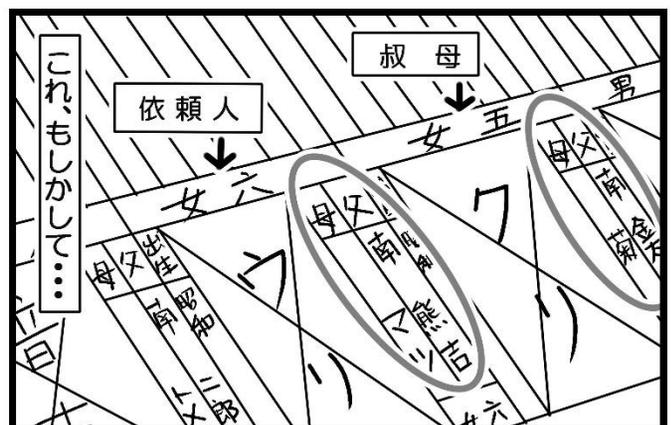
さて、戸籍に誤りがある以上、そのままではその戸籍を相続手続のために使うことができません。手続を進めるためには戸籍を正しく直してもらわなければなりません。

戸籍の状況やその他の調査結果から、当時の市役所の担当者のミスである可能性が高いと思われました。

しかしながら、このようなとき、単に市役所に「訂正してください」と言っても直してもらえません。たとえ役所のミスであったとしても、戸籍の訂正をするには家庭裁判所の許可が必要になるのです。

結局、この件の相続手続の依頼人は、戸籍訂正許可の申立てを家庭裁判所にしなければなりませんでした。

## 五女はどこに？



【公証役場での支払いにクレジットカードが使えるようになりました】

令和4年4月1日から公証人に支払う手数料（ただし一部を除く）について、クレジットカードでの支払いが全国で可能となりました。公証人に出張依頼をした場合は各公証役場で対応が異なりますので、事前確認が必要です。